

会 員 規 約

(フェロー会員の定義)

第1条 この会のフェロー会員は、この会の趣旨に賛同し、活動に参加しようとする個人とし、別途定める会員特定を享受するものとする。

(フェロー会員の種別)

第2条 フェロー会員は、個人会員1種とする。

(フェロー会員の5つの約束)

第3条 フェロー会員は、次の5つの約束を順守する。

1. 好奇心と遊び心で人生を楽しむ
2. 触れ合い、学びあい、つながりあい
3. 異なるものを尊重し、調和の世界を協働で創造する
4. 自分を愛し、人を愛し、世界を愛する
5. 一人一人が最大限生きることを応援する

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

1. 代表は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
2. 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第5条 年会費 6,000 円(1月～12月)とする。(2015年12月1日変更)

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 本人が退会を申し出たとき
2. 個人死亡のとき
3. 除名されたとき
4. 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき

(退会)

第7条 会員は、代表に申し出て、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この会員規約に違反したとき
2. この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(会費の不返還)

第9条 既に納入した会費は、これを返還しない。

(個人情報保護方針)

第10条 個人情報保護に関しては、別途定める個人情報保護方針に従う。

(会員規約の変更)

第11条 この会の会員規約は、理事会の決定により変更することがある。

付則

本規定は、2015年12月1日から実施する。